

令和3年度

地区別公区長会議

(忠類地区)

と き 令和3年11月24日(水) 10時00分から

ところ 忠類ふれあいセンター福寿 多目的ホール

幕別町民憲章

- *たくましい開拓魂をうけつぎ、元気で働きましょう。
- *きまりを守り、お互いの立場を理解し、明るい町にいたしましょう。
- *美しい自然を愛し、文化を高め、豊かな郷土をきずきましょう。
- *未来をつくる子どものであわせな町にいたしましょう。

幕別町歌

作詩・小倉 和子
作曲・万城目 正

- 1 風かおり 稲穂がゆれる
朝日をあびて 豊かに稔れよ
今日の幸せ 天に祈ろう
あゝ希望の鐘が
幕別のおかに 今日もこだまする
- 2 空青く 雲が流れる
希望新たに とどろき進めよ
今日の生命を 星に祈ろう
あゝ平和の鐘が
幕別の畑に 今日も鳴りひびく

次 第

1 町長挨拶

2 説明事項

(1) 使用料・手数料の見直しに関する基本方針（案）について (資料1)

(2) 新型コロナワクチンの接種について (資料2)

(3) 忠類地域のごみ処理について (資料3)

3 情報交換

忠類地区 町出席者名簿

11月24日（水） 10時00分 忠類ふれあいセンター福寿 多目的ホール

町 長	飯田 晴義
副町長	伊藤 博明
教育長	菅野 勇次
企画総務部長	山岸 伸雄
住民福祉部長	細澤 正典
経済部長	岡田 直之
建設部長	笹原 敏文
忠類総合支所長	川瀬 吉治
教育部長	山端 広和
政策推進課長	白坂 博司
総務課長	佐藤 勝博
住民生活課長	谷口 英将
保健課長	金田一 宏美
地域振興課長	亀田 貴仁
保健福祉課長	林 隆則
経済建設課長	高橋 宏邦

【開催地区別行政区名・公区長名】

11/24(水) 10:00～ 福寿	忠類 14行政区	忠類栄町 山崎 和夫	忠類幸町 齊藤 昇	忠類本町 中川 正則	忠類錦町 佐藤 博志	忠類白銀町 姉崎 二三男	忠類西当 豊田 則夫	忠類上忠類 岩谷 史人
		忠類上当 大和田 貢	忠類東宝 井田 留吉	忠類元忠類 東口 政秋	忠類幌内 西久保 光浩	忠類新生 野村 進	忠類豊成 星野 輝晃	忠類晚成 和田 深雪

11/24(水) 13:30～ コミプラ	札内東 22行政区	北町1 森田 茂生	北町2 下山 一志	北町3 高木 愛徳	桜町北 中村 政司	桜町中央 若山 茂樹	桜町南 及川 清貴	西町2 渡辺 政博
		新北町東 高橋 一造	新北町西 西尾 治	共栄町2 古田 和昭	中央町1 松村 博義	中央町2 神山 央	中央町3 和田 陽介	豊町 渡邊 寛文
		春日町 佐川 寿勝	東春日町 久世 政雄	青葉町1 新保 實夫	青葉町2 原田 啓二	札内区 白木 教嗣	暁町東 谷口 和弥	暁町西 酒井 康之
		暁町北 館田 直子						

11/24(水) 15:30～ コミプラ	札内西 19行政区	泉町 岡崎 節子	泉東 乾 政富	あかしや 大野 義夫	あかしや南1 村上 道隆	あかしや南2 板垣 健三郎	あかしや中央 森脇 俊隆	文京町 中橋 伸勝
		みずほ町 大西 隆之	若草町1 北島 康治	若草町2 中村 史郎	若草町3 岡田 智之	桂町1 佐藤 征夫	桂町2 道西 義彦	桂町3 一色 睦子
		北栄町1 山谷 孝之	北栄町2 青山 繁則	西町1 笹島 瞭隆	共栄町1 安田 宝生	共栄町3 楠 快幸		

11/26(金) 14:30～ 役場3F	幕別農村 23行政区	相川 松田 敏春	相川南 古川 耕一	相川西 脇坂 義男	相川北 小山 秀樹	大豊 稲葉 佳且	豊岡2 影山 憲一	明野南 池田 哲也
		明野北 加藤 義隆	新川 氏家 博行	軍岡 折笠 健	南勢 高木 弘己	猿別 笹島 喜郎	西猿別 助川 順一	新和 舛屋 正美
		糠内市街 高嶋 甲爾	五位 今江 孝裕	糠内第一 村田 辰徳	西糠内 尾上 隆彦	中糠内 山田 敏明	美川 大須賀 澄俊	明倫 中村 徳之
		中里 深松 俊英	駒島 村上 耕作					

11/26(金) 16:30～ 役場3F	幕別市街 20行政区	本町1 廣瀬 堅持	本町2 川岸 幸男	本町3 荒川 正見	幸町 銚建 賢治	旭町1 松井 健治	旭町2 景山 信夫	旭町4 阿部 麗子
		錦町1 松本 敏	錦町2 千葉 幹雄	寿町1 森脇 登	寿町2 折笠 良一	寿町3 齊藤 博	宝町 高島 政由	南町1 平譚 博美
		南町2 谷友 道廣	緑町1 折笠 政弘	緑町2 浅井 祐一	緑町3 稲上 豊彦	緑町4 柿崎 俊男	新町 松本 茂敏	

11/29(月) 10:00～ コミプラ	札内農村 15行政区	千住1 齊藤 修治	千住2 渡邊 孝義	千住東 高橋 健雄	稲志別 松田 勝	新生 関口 保夫	中稲志別 五嶋 勝康	依田 山口 文宏
		西和 山口 和夫	昭和 生出 幸雄	途別 中村 由治	日新1 森 賢二	日新2 松田 郁夫	豊岡1 二瓶 一博	上稲志別 白木 祐一
		古舞 速水 徹						

113公区

使用料・手数料の見直しに関する基本方針(案)新旧対照表

【旧】		【新】		備考
使用料・手数料の見直しに関する基本方針(案)		使用料・手数料の見直しに関する基本方針(案)		
I 使用料について 1 見直しの適用範囲		I 使用料について 1 見直しの適用範囲		
【基本方針(案)3頁】		【基本方針(案)3頁】		
区分	施設	区分	施設	
基本方針適用施設	コミュニティセンター、札内コミュニティプラザ、近隣センター、町民会館、百年記念ホール、公民館、集団研修施設こまはた、農業者トレーニングセンター、幕別運動公園野球場、幕別運動公園陸上競技場、札内スポーツセンター、忠類体育館、白銀台スキー場宿泊ロッジ、農業担い手支援センター(宿泊室を除く)、ふるさと味覚工房、ふれあいセンター福寿(生活支援ハウスを除く)	基本方針適用施設	コミュニティセンター、札内コミュニティプラザ、近隣センター、町民会館、百年記念ホール、公民館、集団研修施設こまはた、農業者トレーニングセンター、幕別運動公園野球場、幕別運動公園陸上競技場、札内スポーツセンター、忠類体育館、白銀台スキー場宿泊ロッジ、農業担い手支援センター(宿泊室を除く)、ふるさと味覚工房、ふれあいセンター福寿(生活支援ハウスを除く)	
基本方針適用施設(※)	まなびや、幕別運動公園体育施設(野球場、陸上競技場を除く)、札内スポーツセンターテニスコート、忠類野球場、忠類テニスコート、依田公園体育施設、札内川河川緑地体育施設、町民プール、 <u>パークゴルフ場(大会等使用に限る)</u> 、ナウマン公園キャンプ場、 <u>小中学校(学校開放)</u> 、老人健康増進センター、老人福祉センター、趣味の作業所、保健福祉センター	基本方針適用施設(※)	まなびや、幕別運動公園体育施設(野球場、陸上競技場を除く)、札内スポーツセンターテニスコート、忠類野球場、忠類テニスコート、依田公園体育施設、札内川河川緑地体育施設、町民プール、ナウマン公園キャンプ場、老人健康増進センター、老人福祉センター、趣味の作業所、保健福祉センター	
基本方針適用除外施設		基本方針適用除外施設		
法令等により一定の基準が示されている施設	公営住宅(特定公共賃貸住宅、町営住宅を含む)	法令等により一定の基準が示されている施設	公営住宅(特定公共賃貸住宅、町営住宅を含む)	
役務やサービスの提供が伴う施設	町営牧場、幼稚園(延長保育)、へき地保育所、学童保育所	役務やサービスの提供が伴う施設	町営牧場、幼稚園(延長保育)、へき地保育所、学童保育所	
独立採算を前提とする施設	スキー場、上下水道	独立採算を前提とする施設	スキー場、上下水道	
その他統一的な算定方法によらない施設	考古館、ふるさと館、忠類ナウマン象記念館、ナウマン温泉ホテルアルコ、道の駅・忠類、公営住宅駐車場、墓地、葬斎場、道路、公園、幕別町行政財産使用料条例(昭和57年条例第8号)に基づく目的外使用	その他統一的な算定方法によらない施設	考古館、ふるさと館、忠類ナウマン象記念館、ナウマン温泉ホテルアルコ、道の駅・忠類、 <u>小中学校(学校開放)</u> 、公営住宅駐車場、墓地、葬斎場、道路、公園、幕別町行政財産使用料条例(昭和57年条例第8号)に基づく目的外使用	
見直し対象外施設	交通公園鉄道資料館、駅前駐輪場、スケートリンク、 <u>パークゴルフ場(個人利用に限る)</u> 、屋外ゲートボール場	見直し対象外施設	交通公園鉄道資料館、駅前駐輪場、スケートリンク、 <u>パークゴルフ場</u> 、屋外ゲートボール場	

【旧】	【新】	備考																																										
<p>2 見直しの基本方針</p> <p>【基本方針(案)9頁】</p> <p>(4) 減額・免除基準の整理・統一化</p> <p>① 団体等の利用にかかる基準</p> <p>公共・公益上の使用に限り、次の表のとおり、減額・免除することを統一基準とします。</p> <table border="1" data-bbox="50 384 1199 667"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>減額・免除内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 町が自ら使用する場合</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>2 町内の保育所・幼稚園・小中学校において、町が認める行事のために使用する場合</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>3 町スポーツ少年団登録団体並びに町内の中学校及び高等学校の部活動において、本来の目的のために使用する場合</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>4 町が共催する行事のために使用する場合</td> <td>免除</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 町が共催する行事のために使用する場合、施設によっては備付物件を使用する際、配置及び調整を外部発注するケースもあることから、貸室等の使用料は免除としますが、備付物件の使用料については5割減額とします。</p> <p>② 個人利用にかかる基準</p> <p>個人利用施設では、障がい者の自立促進や青少年の健全育成を支援・推進する観点から、減額・免除措置について、次の表のとおり取り扱います。</p> <table border="1" data-bbox="50 1140 1178 1304"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>減額・免除内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 中学生以下の者が利用する場合</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>2 高校生が利用する場合</td> <td>一般料金の3割減額</td> </tr> <tr> <td>3 障がいのある者が利用する場合（及び介助者1名まで）</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table> <p>【基本方針(案)10頁】</p> <p>(5) 適用範囲の特例</p> <p><u>行政区のコミュニティ活動については、行政区ごとに別に定める公共施設（別紙2参照）を使用する場合に限り、本基本方針の適用範囲の特例として使用料を免除します。</u></p>	対 象	減額・免除内容	1 町が自ら使用する場合	免除	2 町内の保育所・幼稚園・小中学校において、町が認める行事のために使用する場合	免除	3 町スポーツ少年団登録団体並びに町内の中学校及び高等学校の部活動において、本来の目的のために使用する場合	免除	4 町が共催する行事のために使用する場合	免除	対 象	減額・免除内容	1 中学生以下の者が利用する場合	無料	2 高校生が利用する場合	一般料金の3割減額	3 障がいのある者が利用する場合（及び介助者1名まで）	無料	<p>2 見直しの基本方針</p> <p>【基本方針(案)9頁】</p> <p>(4) 減額・免除基準の整理・統一化</p> <p>① 団体等の利用にかかる基準</p> <p>公共・公益上の使用に限り、次の表のとおり、減額・免除することを統一基準とします。</p> <table border="1" data-bbox="1237 384 2386 905"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>減額・免除内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 町が自ら使用する場合</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>2 町内の保育所・幼稚園・小中学校及び高等学校（特別支援学校を含む）※1において、町が認める行事のために使用する場合</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>3 町スポーツ少年団登録団体並びに町内の中学校及び高等学校の部活動において、本来の目的のために使用する場合</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>4 町が構成員となっている団体及び町が事務局を担っている団体において、本来の活動目的及び活動内容のために使用する場合（親睦団体を除く）※2</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>5 法令等に基づき委嘱または任命された者・団体が、公益的な目的のために使用する場合※3</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>6 町が共催する行事のために使用する場合</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>7 社会福祉協議会のボランティアセンターに登録する団体が、ボランティア活動のために使用する場合※4</td> <td>免除</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 町が共催する行事のために使用する場合、貸室等の使用料は免除としますが、備付備品等を使用する際の使用料は5割減額とします。※5</p> <p>② 個人利用にかかる基準</p> <p>個人利用施設では、障がい者の自立促進や青少年の健全育成を支援・推進する観点から、減額・免除措置について、次の表のとおり取り扱います。</p> <table border="1" data-bbox="1237 1140 2365 1304"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>減額・免除内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 中学生以下の者が利用する場合</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>2 高校生が利用する場合</td> <td>無料※6</td> </tr> <tr> <td>3 障がいのある者が利用する場合（及び介助者1名まで）</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table> <p>【基本方針(案)10頁】</p> <p>(5) 適用範囲の特例</p> <p><u>行政区の地域コミュニティ活動（公区長連絡協議会や子ども会育成連絡協議会等、複数の行政区による地域コミュニティ活動を含む）で、行政区ごとに別に定める公共施設（別紙2参照）を使用する場合に限り、本基本方針の適用範囲の特例として使用料を免除します。</u></p> <p><u>また、単位老人クラブによる地域コミュニティ活動についても同様の取扱いとします。</u></p> <p><u>※ 複数の行政区による地域コミュニティ活動、または複数の行政区の住民が会員となっている単位老人クラブによる地域コミュニティ活動については、別紙2にある当該複数の行政区に対応する公共施設のいずれかを使用する場合に限り使用料を免除します。※7</u></p>	対 象	減額・免除内容	1 町が自ら使用する場合	免除	2 町内の保育所・幼稚園・小中学校及び高等学校（特別支援学校を含む）※1において、町が認める行事のために使用する場合	免除	3 町スポーツ少年団登録団体並びに町内の中学校及び高等学校の部活動において、本来の目的のために使用する場合	免除	4 町が構成員となっている団体及び町が事務局を担っている団体において、本来の活動目的及び活動内容のために使用する場合（親睦団体を除く）※2	免除	5 法令等に基づき委嘱または任命された者・団体が、公益的な目的のために使用する場合※3	免除	6 町が共催する行事のために使用する場合	免除	7 社会福祉協議会のボランティアセンターに登録する団体が、ボランティア活動のために使用する場合※4	免除	対 象	減額・免除内容	1 中学生以下の者が利用する場合	無料	2 高校生が利用する場合	無料※6	3 障がいのある者が利用する場合（及び介助者1名まで）	無料	<p>※1【高等学校（特別支援学校を含む）の免除】</p> <p>幕別町子どもの権利に関する条例において「町は、子ども（18歳未満の者）に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければなりません」と規定していることから、同条例の制定趣旨に鑑み、町内の特別支援学校を含む高等学校の使用料を免除とするもの。</p> <p>※2【町が構成員となっている団体及び町が事務局を担っている団体の免除】</p> <p>町が構成員となっている団体は、町が自ら使用する場合と同様であることから使用料を免除とするもの。</p> <p>なお、町が構成員となっている団体とは、団体の規約・会則等において、設立団体、構成団体または構成員等に幕別町と記載されている団体をいう。</p> <p>町が事務局を担っている団体は、町職員が公務で会議等に出席し、公共的及び公益的な活動を行っていることから使用料を免除とするもの。</p> <p>なお、町が事務局を担っている団体とは、団体の規約・会則等において、事務局または事務所が役場や担当課等と記載されている団体をいう。</p> <p>※3【法令等に基づき委嘱または任命された者・団体の免除】</p> <p>行政相談委員や民生委員などは、行政相談委員法や民生委員法に基づき国から委嘱され、公共的及び公益的な活動を行っていることから使用料を免除とするもの。</p> <p>※4【ボランティア活動に対する免除】</p> <p>社会福祉協議会のボランティアセンターに登録する団体が行うボランティア活動は、公益や地域貢献を目的とした奉仕活動であることから使用料を免除とするもの。</p> <p>※5 文言整理</p> <p>※6【高校生が利用する場合、無料】</p> <p>幕別町子どもの権利に関する条例において「町は、子ども（18歳未満の者）に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければなりません」と規定していることから、同条例の制定趣旨に鑑み、高校生の個人利用にかかる使用料については、「一般料金の3割減額」から「無料」へ変更とするもの。</p> <p>※7【適用範囲の特例の拡充】</p> <p>公区長連絡協議会や子ども会育成連絡協議会、単位老人クラブは、活動の主旨に鑑み、行政区の地域コミュニティ活動の醸成を図るための活動として、使用料を免除とするもの。</p>
対 象	減額・免除内容																																											
1 町が自ら使用する場合	免除																																											
2 町内の保育所・幼稚園・小中学校において、町が認める行事のために使用する場合	免除																																											
3 町スポーツ少年団登録団体並びに町内の中学校及び高等学校の部活動において、本来の目的のために使用する場合	免除																																											
4 町が共催する行事のために使用する場合	免除																																											
対 象	減額・免除内容																																											
1 中学生以下の者が利用する場合	無料																																											
2 高校生が利用する場合	一般料金の3割減額																																											
3 障がいのある者が利用する場合（及び介助者1名まで）	無料																																											
対 象	減額・免除内容																																											
1 町が自ら使用する場合	免除																																											
2 町内の保育所・幼稚園・小中学校及び高等学校（特別支援学校を含む）※1において、町が認める行事のために使用する場合	免除																																											
3 町スポーツ少年団登録団体並びに町内の中学校及び高等学校の部活動において、本来の目的のために使用する場合	免除																																											
4 町が構成員となっている団体及び町が事務局を担っている団体において、本来の活動目的及び活動内容のために使用する場合（親睦団体を除く）※2	免除																																											
5 法令等に基づき委嘱または任命された者・団体が、公益的な目的のために使用する場合※3	免除																																											
6 町が共催する行事のために使用する場合	免除																																											
7 社会福祉協議会のボランティアセンターに登録する団体が、ボランティア活動のために使用する場合※4	免除																																											
対 象	減額・免除内容																																											
1 中学生以下の者が利用する場合	無料																																											
2 高校生が利用する場合	無料※6																																											
3 障がいのある者が利用する場合（及び介助者1名まで）	無料																																											

【旧】	【新】	備考																									
<p>(6) その他の基準 【基本方針(案)11頁】 ② 使用料の<u>前納と還付</u></p> <p>使用料は、使用承認後、<u>速やかに</u>利用者が納付（<u>前納</u>）することを基本とします。また、納付された使用料は、施設の適正利用を図る観点から、原則返還しないものとなりますが、次の表の場合に限り、使用料の一部または全部を還付することができるものとします。</p> <table border="1" data-bbox="50 579 1181 743"> <thead> <tr> <th colspan="2">対 象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>使用者の責によらない事由により使用することができない場合</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>使用の中止又は変更の申出に基づき、町長等が相当の理由があると認めた場合</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>その他町長等が特別な理由があると認めた場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>【基本方針(案)16頁】 Ⅲ 見直しの対象、新料金の適用時期、定期的な見直し及び町としての努力 2 新料金の適用時期 本基本方針に基づく新たな使用料・手数料の適用時期は、<u>令和4年4月</u>を予定しています。したがって、原価計算等を行った上で、使用料・手数料の額を定めた後、<u>令和3年9月末まで</u>に条例改正を行うものとします。</p>	対 象		1	使用者の責によらない事由により使用することができない場合	2	使用の中止又は変更の申出に基づき、町長等が相当の理由があると認めた場合	3	その他町長等が特別な理由があると認めた場合	<p>(6) その他の基準 【基本方針(案)11頁】 ② 使用料の<u>納付とキャンセル時の取扱い</u> <u>使用料の納付時期や、キャンセル時における使用料については、次のとおり取扱います。</u></p> <p>ア 使用料の納付時期 使用料は、使用承認後、<u>使用日当日までに</u>利用者が納付することを基本とします。また、納付された使用料は、施設の適正利用を図る観点から、原則返還しないものとなりますが、次の表の場合に限り、使用料の一部または全部を還付することができるものとします。</p> <table border="1" data-bbox="1231 579 2362 743"> <thead> <tr> <th colspan="2">対 象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>使用者の責によらない事由により使用することができない場合</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>使用の中止又は変更の申出に基づき、町長等が相当の理由があると認めた場合</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>その他町長等が特別な理由があると認めた場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ キャンセル時の使用料の取扱い <u>利用者が、自己の都合により予約していた施設等の使用を取消す場合（以下、「キャンセル」という。）、使用料は発生しませんが、使用日の2週間前から使用日前日までにキャンセルする場合は、次の表のとおり、別にキャンセル料を徴収します。</u> <u>ただし、使用日当日、施設等を使用しなかった場合は、使用料全額を徴収します。</u></p> <table border="1" data-bbox="1231 978 2362 1100"> <thead> <tr> <th></th> <th>対 象</th> <th>キャンセル料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>使用日の2週間前から1週間前までにキャンセルを申し出た場合</td> <td>使用料の5割</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>使用日の1週間前から前日までにキャンセルを申し出た場合</td> <td>使用料の8割</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ <u>予約を後日に変更する場合、変更前の予約を取消す必要があることから、上記表と同様に、キャンセル料を徴収します。</u></p> <p>【基本方針(案)16頁】 Ⅲ 見直しの対象、新料金の適用時期、定期的な見直し及び町としての努力 2 新料金の適用時期 本基本方針に基づく新たな使用料・手数料の適用時期は、<u>令和4年10月</u>を予定しています。したがって、原価計算等を行った上で、使用料・手数料の額を定めた後、<u>令和4年3月末まで</u>に条例改正を行うものとします。</p>	対 象		1	使用者の責によらない事由により使用することができない場合	2	使用の中止又は変更の申出に基づき、町長等が相当の理由があると認めた場合	3	その他町長等が特別な理由があると認めた場合		対 象	キャンセル料の額	1	使用日の2週間前から1週間前までにキャンセルを申し出た場合	使用料の5割	2	使用日の1週間前から前日までにキャンセルを申し出た場合	使用料の8割	
対 象																											
1	使用者の責によらない事由により使用することができない場合																										
2	使用の中止又は変更の申出に基づき、町長等が相当の理由があると認めた場合																										
3	その他町長等が特別な理由があると認めた場合																										
対 象																											
1	使用者の責によらない事由により使用することができない場合																										
2	使用の中止又は変更の申出に基づき、町長等が相当の理由があると認めた場合																										
3	その他町長等が特別な理由があると認めた場合																										
	対 象	キャンセル料の額																									
1	使用日の2週間前から1週間前までにキャンセルを申し出た場合	使用料の5割																									
2	使用日の1週間前から前日までにキャンセルを申し出た場合	使用料の8割																									

【旧】	【新】	備考				
<p>【基本方針(案)17頁】</p> <p>IV 町民負担の急激な上昇などを防ぐための方策（激変緩和措置）</p> <p>使用料・手数料の見直しに伴う町民負担の急激な増減を抑制するため、現行料金より著しく高額になるときは、原則、現行料金の1.5倍を限度（現行料金が100円の場合のみ2倍を限度）とし、また、現行料金が無料、若しくは料金が未設定となっているときは、原則、理論上の適正料金の50%を限度として、定期的な検証結果を踏まえ、段階的に見直すこととします。</p> <p>ただし、見直し後の料金が、民間や周辺自治体の同種、類似の使用料・手数料に比べて著しく高額となり利用率の低下が見込まれる場合、または、著しく低額となり民間の営利事業を圧迫することが見込まれる場合などは、実情に応じて料金の見直しを調整することとします。</p>	<p>【基本方針(案)17頁】</p> <p>IV 町民負担の急激な上昇などを防ぐための方策（激変緩和措置）</p> <p>使用料・手数料の見直しに伴う町民負担の急激な増減を抑制するため、現行料金より著しく高額になるときは、原則、現行料金の1.5倍を限度（現行料金が100円の場合のみ2倍を限度）とし、また、現行料金が無料、若しくは料金が未設定となっているときは、原則、理論上の適正料金の50%を限度として、定期的な検証結果を踏まえ、段階的に見直すこととします。</p> <p>ただし、見直し後の料金が、民間や周辺自治体の同種、類似の使用料・手数料に比べて著しく高額となり利用率の低下が見込まれる場合、または、著しく低額となり民間の営利事業を圧迫することが見込まれる場合などは、実情に応じて料金の見直しを調整することとします。</p> <p><u>なお、現在も減免の適用がなく使用料を徴収している、葬儀、営利目的等での使用及び町民以外または町外団体による使用を除き、町民または町内団体の使用については、見直し後の2年6か月の間は下表のとおり激変緩和措置を設けることとする。※8</u></p> <table border="1" data-bbox="1270 779 2050 869"> <thead> <tr> <th data-bbox="1270 779 1813 827">期間</th> <th data-bbox="1813 779 2050 827">減額・免除内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1270 827 1813 869">令和4年10月1日～令和7年3月31日</td> <td data-bbox="1813 827 2050 869">5割減額</td> </tr> </tbody> </table>	期間	減額・免除内容	令和4年10月1日～令和7年3月31日	5割減額	<p>※8【町民または町内団体への激変緩和措置】</p> <p>現在、町民及び文化協会や体育連盟の加盟団体を含め、町内で活動している多くの団体は使用料が免除されている状況にある。</p> <p>しかしながら、今後は受益者負担の原則等に基づき、使用料を徴収することになるが、町民負担の急激な上昇を防ぐために、現在も減免の適用がなく使用料を徴収している、葬儀、営利目的等での使用及び町民以外または町外団体による使用を除き、町民または町内団体の使用については、見直し後の2年6か月間に限り、激変緩和措置により使用料を軽減するもの。</p>
期間	減額・免除内容					
令和4年10月1日～令和7年3月31日	5割減額					

行政区別コミュニティ活動使用施設一覧表

R3.10.26
第3回使用料等審議

下表にある行政区ごとの使用施設については、別に例規において定めるものとする。

番号	行政区名	施設名
1	本町1	本町近隣センター
2	本町2	本町近隣センター
3	本町3	本町近隣センター
4	幸町	本町近隣センター
5	旭町1	幕別北コミュニティセンター
6	旭町2	幕別北コミュニティセンター
7	旭町4	幕別北コミュニティセンター
8	錦町1	町民会館
9	錦町2	町民会館
10	寿町1	寿町近隣センター
11	寿町2	寿町近隣センター
12	寿町3	寿町近隣センター
13	宝町	鉄南近隣センター
14	南町1	鉄南近隣センター
15	南町2	鉄南近隣センター
16	緑町1	緑町近隣センター
17	緑町2	緑町近隣センター
18	緑町3	緑町近隣センター
19	緑町4	緑町近隣センター
20	新町	緑町近隣センター
21	相川	相川近隣センター
22	相川南	相川南近隣センター
23	相川西	相川西近隣センター
24	相川北	相川北近隣センター
25	大豊	大豊近隣センター
26	豊岡1	豊岡近隣センター
27	豊岡2	豊岡近隣センター
28	明野南	明野近隣センター
29	明野北	明野近隣センター
30	新川	新川近隣センター
31	軍岡	軍岡近隣センター
32	南勢	南勢近隣センター
33	猿別	猿別近隣センター
34	西猿別	西猿別近隣センター
35	新和	新和近隣センター
36	中央町1	札内中央近隣センター
37	中央町2	札内中央近隣センター
38	中央町3	札内中央近隣センター
39	豊町	札内中央近隣センター
40	春日町	春日近隣センター
41	東春日町	春日近隣センター
42	泉町	泉町近隣センター
43	泉東	泉町近隣センター
44	あかしや	あかしや近隣センター
45	あかしや南1	あかしや南1近隣センター
46	あかしや南2	あかしや南近隣センター
47	あかしや中央	あかしや近隣センター
48	文京町	文京・みずほ近隣センター
49	みずほ町	文京・みずほ近隣センター
50	若草町1	若草町近隣センター
51	若草町2	若草町近隣センター
52	若草町3	若草町近隣センター
53	桂町1	桂町近隣センター
54	桂町2	桂町近隣センター
55	桂町3	桂町近隣センター
56	共栄町1	北栄町近隣センター
57	共栄町2	新北町近隣センター

番号	行政区名	施設名
58	共栄町3	北栄町近隣センター
59	新北町東	新北町近隣センター
60	新北町西	新北町近隣センター
61	北町1	新北町近隣センター
62	北町2	新北町近隣センター
63	北町3	新北町近隣センター
64	桜町北	桜町近隣センター
65	桜町中央	桜町近隣センター
66	桜町南	桜町近隣センター
67	青葉町1	青葉町近隣センター
68	青葉町2	青葉町近隣センター
69	西町1	北栄町近隣センター
70	西町2	桜町近隣センター
71	北栄町1	北栄町近隣センター
72	北栄町2	北栄町近隣センター
73	札内区	暁町近隣センター
74	暁町東	暁町近隣センター
75	暁町西	暁町近隣センター
76	暁町北	暁町近隣センター
77	千住1	千住西近隣センター
78	千住2	千住西近隣センター
79	千住東	千住東近隣センター
80	稲志別	稲志別近隣センター
81	中稲志別	稲志別近隣センター
82	新生	稲志別近隣センター
83	依田	依田近隣センター
84	西和	依田近隣センター
85	昭和	日新近隣センター
86	上稲志別	日新近隣センター
87	日新1	日新近隣センター
88	日新2	日新近隣センター
89	途別	途別近隣センター
90	古舞	古舞近隣センター
91	糠内市街	糠内コミュニティセンター
92	五位	糠内コミュニティセンター
93	糠内第一	糠内コミュニティセンター
94	西糠内	糠内コミュニティセンター
95	中糠内	糠内コミュニティセンター
96	美川	美川近隣センター
97	明倫	明倫近隣センター
98	中里	中里近隣センター
99	駒皇	駒皇公民館
100	忠類栄町	忠類ふれあいセンター福寿
101	忠類幸町	忠類コミュニティセンター
102	忠類本町	忠類コミュニティセンター
103	忠類錦町	忠類コミュニティセンター
104	忠類白銀町	忠類ふれあいセンター福寿
105	忠類西当	西当近隣センター
106	忠類上忠類	上忠類近隣センター
107	忠類上当	上当近隣センター
108	忠類東宝	忠類コミュニティセンター
109	忠類元忠類	元忠類近隣センター
110	忠類幌内	幌内近隣センター
111	忠類新生	忠類コミュニティセンター
112	忠類豊成	中当近隣センター
113	忠類晩成	忠類コミュニティセンター

新型コロナウイルスワクチンの接種について

1 接種実績

(11月16日現在)

年齢区分	接種対象者数	1回目終了	2回目終了
65歳以上	9,095人	8,504人	8,436人
接種率		93.5%	92.8%
64歳以下	14,849人	12,449人	12,150人
接種率		83.8%	81.8%
合計	23,944人	20,953人	20,586人
接種率		87.5%	86.0%

2 12月以降の1・2回目の接種と予約について

個別接種

医療機関	日にち		曜日	時間
	1回目	2回目		
緑町クリニック (緑町21-55)	12/17	1/7	金	15:00・15:30・16:00
	12/24	1/14		
	12/18	1/8	土	10:00・10:30
	12/25	1/15		
十勝の杜病院 (字千住193-4)	12/16	1/6	木	13:30・16:30・15:30
	12/23	1/13		
	12/17	1/7	金	13:30・16:30・15:30
	12/24	1/14		
	12/18	1/8	土	9:00・10:00・11:00
	12/25	1/15		
忠類診療所	12/22	1/12	水	16:00

※ 1回目の予約をすると2回目は自動的に予約されます。

予 約：幕別町新型コロナウイルスワクチン相談コーナー

電話番号：0155-54-6615

※ 医療機関で受付は行っておりません。

3 追加接種（3回目接種）について

対 象 者：2回目の接種完了後、8か月経過後以降の方
18歳以上

接種回数：1回の追加接種

接 種 券：接種記録を確認し、追加接種時期に合わせて、「接種券付き予診票」を
順次、送付します。

ワクチン：ファイザー社ワクチン

開始時期：令和3年12月1日

接種会場：集団接種と個別接種を実施します。

予 約：接種券送付時に接種日と会場の案内を同封いたします。
都合の悪い方は、調整をします。

忠類地域ごみ処理説明会

～令和4年4月からの変更点について～

令和3年10月28日（木）～10月31日（日）



1

1. 分別

①不燃ごみ

変更前	変更後
燃えないごみ 金属類・食器・ガラスなど	燃やせないごみ
燃やせないごみ プラスチック・ゴム・ビニールなど	

2

1. 分別


資源ごみの分類

変更前	変更後	
アルミ缶・スチール缶	缶類	※名称のみ変更
ビン	びん類	※名称のみ変更
ペットボトル	ペットボトル	
プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	
発泡スチロール	エアゾールスプレー缶	
紙パック	紙パック類	※名称のみ変更
ダンボール	ダンボール	
新聞紙（チラシ）	新聞紙	
本・雑誌	雑誌・チラシ類	
雑紙類	紙製容器包装	

3

1. 分別

②発泡スチロール

変更前	変更後
プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装 
発泡スチロール（白色）	
発泡スチロール（色つき）	

※容器包装以外の発泡スチロールは燃やせないごみ

4

1. 分別

容器包装とは？

→ 商品を入れる「容器」もしくは「包装」で
商品消費した後に不要になるもの



- ・容器自体が商品として売られていたもの
- ・CDケース
- ・使い捨てスプーン・ストロー

5

1. 分別


③紙製の資源ごみ

品目	変更前	変更後
新聞紙	新聞紙（チラシ）	新聞紙
チラシ		雑誌・チラシ類
本・雑誌	紙製容器包装 （臭いなし）	
その他の紙		燃えるごみ
紙製容器包装 （臭いなし）	紙製容器包装 	
紙製容器包装 （臭いあり）		

6

1. 分別

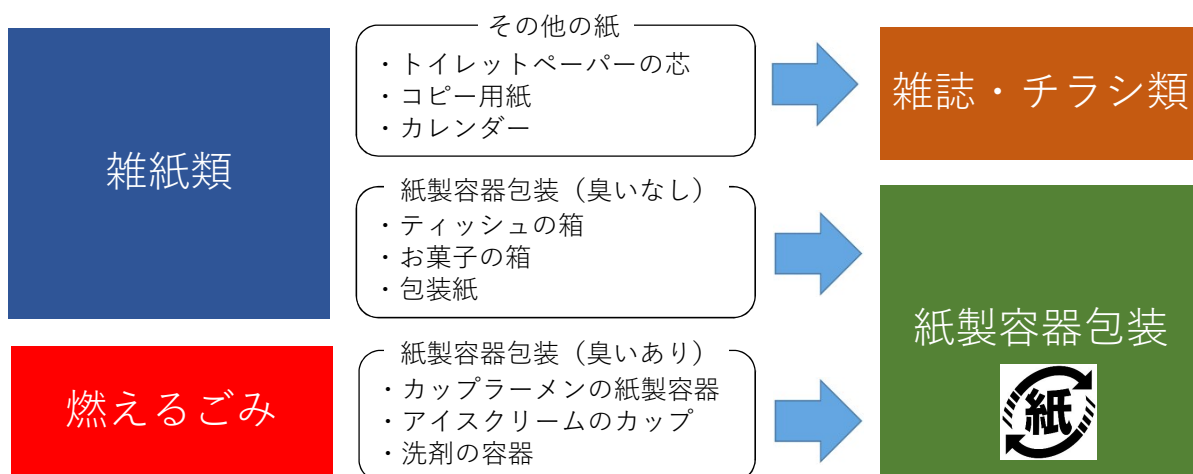
③紙製の資源ごみ

品目	変更前	変更後
新聞紙	新聞紙（チラシ）	新聞紙
チラシ		
本・雑誌	本・雑誌	雑誌・チラシ類
その他の紙	雑紙類	
紙製容器包装 （臭いなし）		紙製容器包装
紙製容器包装 （臭いあり）		

7

1. 分別

③紙製の資源ごみ



8

1. 分別

④エアゾールスプレー缶

品目	変更前	変更後
スプレー缶	燃えないごみ	エアゾールスプレー缶 (資源ごみ) ※穴は開けない!
カセットボンベ		

9

2. 排出方法・料金

①可燃ごみ・不燃ごみ

指定ごみ袋	変更前	変更後	可燃ごみ	不燃ごみ
5リットル	15円/枚	15円/枚	黄色	若草色 (緑色)
10リットル	20円/枚	30円/枚		
20リットル	30円/枚	60円/枚		
30リットル	50円/枚	90円/枚		
40リットル		120円/枚		
45リットル	70円/枚			

10

2. 排出方法・料金

②大型ごみ

基準	変更前	変更後
1個の重さ	80kg以内	50kg以内
申込み	不要	事前予約制（地域振興課）
収集日	不燃ごみの日	偶数月の土曜日
収集場所	ごみステーション	自宅前
1個の料金	70円	200円
徴収方法	45リットルごみ袋	大型ごみ処理券

11

2. 排出方法・料金

③庭木の枝

基準	変更前	変更後
1本の大きさ	長さ1m以内	長さ1m以内 太さ5cm以内
1束の直径	50cm以内	35cm以内
1束の料金	70円	120円
徴収方法	45リットルごみ袋	庭木の枝処理券

12

3. 収集日

①市街地（栄町・幸町・本町・錦町・白銀町）

ごみの種類	変更前	変更後
可燃ごみ	毎週 月・金	毎週 月・金
不燃ごみ	毎週 月・金	第②④ 月
資源ごみ	毎週 水	毎週 水
大型ごみ	毎週 月・金	偶数月の第① 土

13

3. 収集日

第〇月曜日とは？

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	① 4	5	6	7	8	9
10	② 11	12	13	14	15	16
17	③ 18	19	20	21	22	23
24	④ 25	26	27	28	29	30
31						

※「第〇週の月曜日」ではありません

14

3. 収集日

②農村地区：東（元忠類・東宝・新生・幌内・豊成・晩成）

ごみの種類	変更前	変更後
可燃ごみ	<u>隔週</u> 火	<u>毎週</u> 火
不燃ごみ	<u>月1回</u> 火	<u>第②④</u> 火
資源ごみ	<u>月1回</u> 火	<u>第①③⑤</u> 火
大型ごみ	<u>月1回</u> 火	<u>偶数月の第②</u> 土

15

3. 収集日

③農村地区：西（上当・西当・上忠類）

ごみの種類	変更前	変更後
可燃ごみ	<u>隔週</u> 木	<u>毎週</u> 木
不燃ごみ	<u>月1回</u> 木	<u>第②④</u> 木
資源ごみ	<u>月1回</u> 木	<u>第①③⑤</u> 木
大型ごみ	<u>月1回</u> 木	<u>偶数月の第③</u> 土

16

3. 収集日

④祝日・年末年始

収集しない日	変更前	変更後
祝日	全ての祝日	海の日と スポーツの日のみ
年末年始	12月31日～1月5日	12月31日～1月3日

17

4. 自己搬入

基準	変更前	変更後
施設 (住所)	南十勝環境衛生センター (広尾町字紋別760番地3)	くりりんセンター (帯広市西24条北4丁目1-5)
料金	無料	170円/10kg
休館日	土曜日・日曜日・全ての祝日	日曜日・海の日・スポーツの日
年末年始	12月31日～1月5日	12月31日の午後～1月2日
ペット・動物	受入れ可	受入れ不可

18

4. 自己搬入

ペット・動物を受入れしている近隣施設

施設名	住 所	TEL
ペット霊園やすらぎ	幕別町字栄208番地	0155-35-4355
ペットセレモニーもみの木	幕別町札内みずほ町143番地の123	0155-67-6560
ペットセレモニーエデン帯広	幕別町依田207番地	0120-25-2284
帯広ペット霊園	帯広市西2条南19丁目15	0120-353-191
大正動物霊園	帯広市大正町基線65	0155-64-5000
ペット供養苑とかち	芽室町東芽室南2線4-17	0155-62-2554

19

4. 自己搬入

自己搬入の際の注意点



※自己搬入でも分別が必要です！
※建築廃材は専門の処理業者へ

20

5. 町で収集できないもの

ごみの種類	処理方法
テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	家電リサイクル
パソコン	パソコンリサイクル 小型家電回収BOX
タイヤ、バッテリーなどの自動車部品やオイル ガスボンベ、消火器などの圧力容器 農薬、劇薬、危険物（揮発油・火薬）	販売店などで引取り
殺虫剤、除草剤	使い切る
大量の引越しごみ	分けて出すか自己搬入 引越しごみの収集業者
事業ごみ（農業・漁業含む）	事業ごみの収集業者
注射器、注射針などの在宅医療ごみ	医療機関などに返却

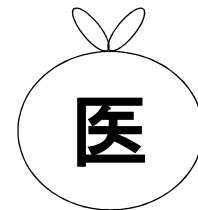
21

5. 町で収集できないもの

在宅医療ごみの出し方（返却できない場合に限る）

令和4年4月～

透明・半透明の袋の表面に「医」と大きく書いて、
燃やせるごみの収集日に出してください



品 目
注射器本体（針なし）、血糖測定チップ、 注射筒（シリンジ）、カテーテルなど
注射針、インスリン注射針（キャップを してください）、穿刺針、翼状針など

※鋭利なものは、針が飛び出ない
入れ物に入れてください



※初めて出すときは、事前に役場までご連絡ください

忠類総合支所地域振興課住民生活係（TEL 01558-8-2111）

22

6. 指定ごみ袋等の販売期間・使用期間

		令和3年度						令和4年度（併用期間）												令和5年度								
		10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9			
		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月			
現在の ごみ袋	販売																											
	使用																											
新しい ごみ袋 処理券	販売																											
	使用																											

現在のごみ袋のばら売り：令和3年11月～

23

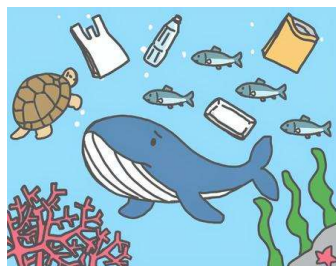
7. ごみの減量化の取り組み

世界では様々な環境問題が起きています

●地球温暖化



●海洋プラスチック



●食品ロス



24

7. ごみの減量化の取り組み

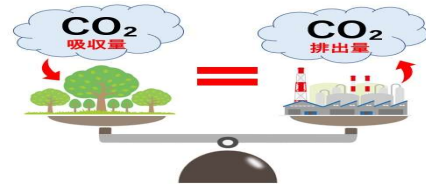
環境問題への取り組み

● S D G s
(持続可能な開発目標)

- 11.住み続けられるまちづくりを
- 12.つくる責任、つかう責任
- 13.気候変動に具体的な対策を
- 14.海の豊かさを守ろう



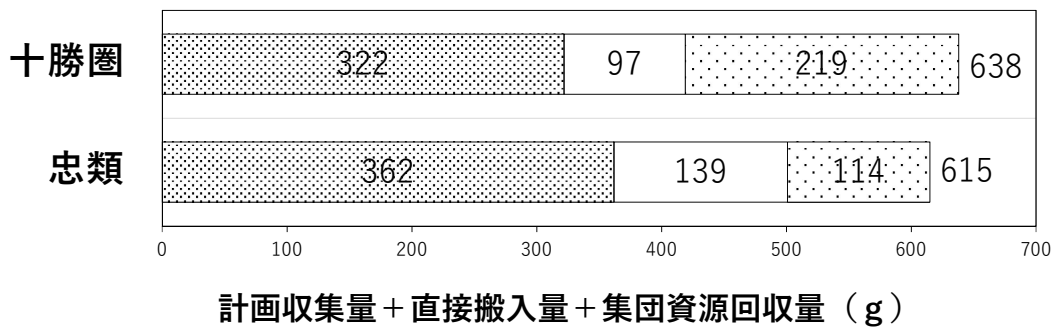
● 脱炭素社会
(カーボンニュートラル)



7. ごみの減量化の取り組み

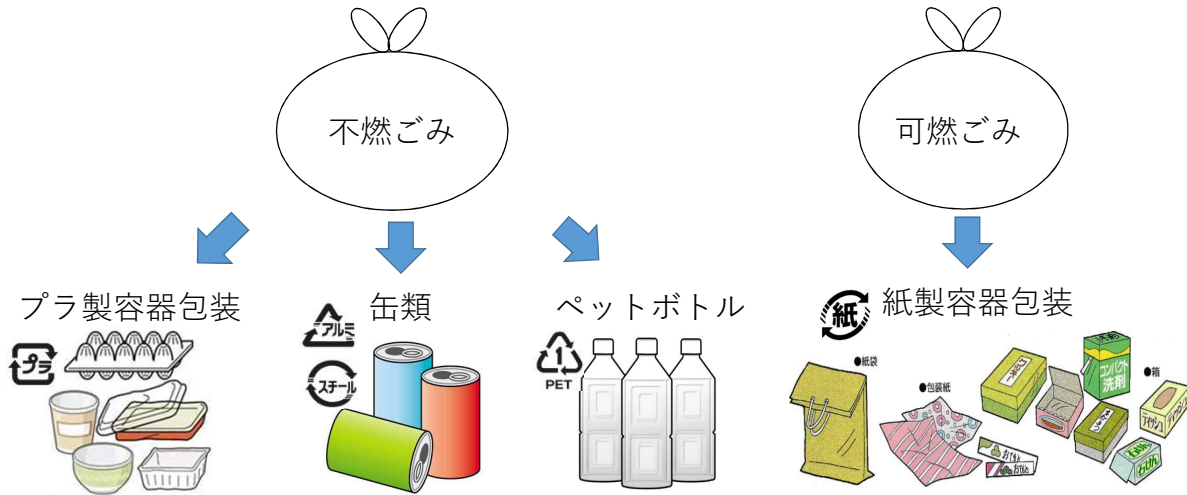
令和元年度 家庭ごみの1人1日当たりの排出量

■ 可燃ごみ □ 不燃ごみ ▨ 資源ごみ



7. ごみの減量化の取り組み

ごみから資源へ



27

7. ごみの減量化の取り組み

● 3 R に取り組みましょう

R educe . . . ごみを減らす

R euse . . . 繰り返し使う

R ecycle . . . 再び資源として利用する



28

7. ごみの減量化の取り組み

リデュース
Reduce

ごみを減らそう!

ごみを減らす一番大切な方法は、ごみをださないこと、
買う前に必要かどうかもう一度考えよう

買い物は
マイバッグで



過剰な包装は
断ろう



マイはしを
持参しよう



食べ残しは
しない



7. ごみの減量化の取り組み

リユース
Reuse

くり返し使おう!

捨てる前にもう一度使えないか考えてみませんか?
一つひとつのものをもっと大切にしよう

リサイクルショップを
利用しよう



詰め替え商品を利用しよう



フリーマーケットを利用しよう



リターナルびんを利用しよう



7. ごみの減量化の取り組み



31

7. ごみの減量化の取り組み

ごみの減量化・資源化によるメリット

- ごみを減らす
 - ➡ 有料ごみ袋の使用量を減らせる
- 食べ残しなどの食品ロスを減らす
 - ➡ 食費の節約につながる
- 公区の資源回収に出す
 - ➡ 公区への協力交付金が増える

32

7. ごみの減量化の取り組み

私たちが地球のためにできること

●ごみの分別

「混ぜればごみ、分ければ資源」

★分別の徹底や、汚れているものでも軽くゆすぐなどのひと工夫で、環境問題への対策を一步進めることができます。

